

# 竹原市人権教育・啓発基本計画

平成15(2003)年2月

竹 原 市

竹原市教育委員会

# 目 次

第 1 章	はじめに	1
第 2 章	人権教育・啓発の現状	2
1.	人権を取り巻く情勢	2
2.	人権教育の現状	3
3.	人権啓発の現状	4
第 3 章	人権教育・啓発基本的な在り方	6
1.	人権教育の基本的な在り方	6
2.	人権啓発の基本的な在り方	7
第 4 章	人権教育・啓発の推進方策	9
1.	人権教育・人権啓発の推進	9
(1)	人権教育	9
(2)	人権啓発	10
2.	各人権課題に対する取組み	11
(1)	同和問題	11
(2)	女性	13
(3)	子ども	15
(4)	高齢者	16
(5)	障害者	17
(6)	外国人	20
(7)	H I V感染者・ハンセン病患者等	21
(8)	大久野島毒ガス障害者	22
(9)	その他	23
	(アイヌの人々・刑を終えて出所した人 犯罪被害者等・インターネットによる人権侵害)	
第 5 章	計画の推進	24
1.	推進体制	24
2.	国及び県等との連携，協力	24
資 料		
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	26
	竹原市人権擁護並びに部落差別撤廃に関する条例	28
	世界人権宣言	29
	人権尊重都市宣言	35

# 第1章 はじめに

本市は、昭和58(1983)年人権尊重都市を宣言し、平成8(1996)年4月、竹原市人権擁護並びに部落差別撤廃に関する条例を制定しました。この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念を尊重し、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃と、市民一人ひとりの人権が擁護される都市の建設をめざし、差別のない明るく住みよい地域社会の実現をめざしているもので、今日まで市の重要施策として同和行政を積極的に推進してまいりました。

平成10(1998)年「竹原市同和地区実態把握等調査」を実施しました。この調査において、住環境の整備等は一定の改善が図られているものの、就労、教育、健康の面で較差が存在し、また差別事象が跡を絶たないなど市民の差別意識の解消が十分に進んでいない状況が明らかとなりました。

長びく経済不況、国際化、情報化、高齢化などの社会情勢の変化があいまって、人権に関する新たな課題も生じてきました。

国においては、平成9(1997)年に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画(以下「国連10年国内行動計画」という。)が策定され、平成12(2000)年には人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(以下「人権教育・啓発推進法」という。)が制定されました。

本市が策定する基本計画は、人権教育・啓発推進法に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進しようとするものです。その基本とするところは、21世紀を何よりも人権を指標に据えることの意義を再確認し、「差別のない明るく住みよいまちづくり」を実現するために、市政のあらゆる施策に人権尊重の精神を活かすことをめざすものであります。

本計画により、市と市民が協働して人権意識の高揚を図るとともに、一人ひとりがお互いを尊重し合い、「共に生きる」社会を実現してまいりたいと考えておりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

## 第2章 人権教育・啓発の現状

### 1. 人権を取り巻く情勢

国においては、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法の下に、人権の確立に向けた取組みが進められています。

平成9(1997)年に国が国連10年国内行動計画を策定するとともに「人権擁護施策推進法」が施行されました。この法律に基づいて人権擁護推進審議会が設置され、平成11(1999)年7月に同審議会は教育・啓発のあり方について答申し、続いて、平成13(2001)年5月に人権救済のあり方について答申しました。

これらの答申のうち、教育・啓発のあり方についての答申に基づき、国は、平成12(2000)年12月に人権教育・啓発推進法を制定し、その具体化として、平成14(2002)年3月に人権教育・啓発に関する基本計画を策定し、人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け、取組みを進めています。

広島県においても、人権尊重の意識を高め、互いに人として尊重し合い、誰もがいきいきと生活できる社会づくりをめざすため人権教育・啓発推進法に基づき、平成14(2002)年5月に広島県人権教育・啓発指針を公表しております。

本市においては、昭和49(1974)年5月に竹原市同和対策審議会答申を受けて以来、同和問題の解決を行政の重要課題と位置づけ、積極的に取り組んできました。その取組みによって、人権尊重の精神が普及高揚し、女性・子ども・障害者・外国人などをめぐる人権問題の解決は、行政課題であることが明らかになってきました。

昭和58(1983)年に市民一人ひとりの人権が、真に大切にされる明るく住みよい竹原市を実現するために「人権尊重都市」を宣言し、平成8(1996)年には「竹原市人権擁護並びに部落差別撤廃に関する条例」を制定し、啓発活動の推進に努めてまいりました。

昭和44(1969)年市民による同和問題解決にむけた輪を広げるなかで、竹原市同和教育推進協議会が結成され、以降市内11の各町・地区同和教育推進協議会が順次結成され、「差別のない明るく住みよいまちづくり」をめざして継続した住民学習が行なわれてきました。

また、昭和52(1977)年には「竹原市企業関係者同和問題研究協議会」、

昭和62(1987)年には「同和問題に取り組む竹原市宗教者連帯会議」が設立され、それぞれの立場から人権問題の解決をめざして取組みが行なわれてきました。

平成元(1989)年には、市内の民主団体(42団体)の協力を得て本部長を市助役とする竹原市人権啓発運動推進本部が設立され、同和教育市民講座、「同和問題解決草の根運動」ブロック別研修会などを実施してきました。

こうしたさまざまな取組みの中で、市民の人権意識の高揚が図られております。

## 2. 人権教育の現状

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」を意味し(人権教育・啓発推進法第2条)、日本国憲法及び教育基本法並びに児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)等の国際人権規約の精神をふまえ、基本的人権尊重の精神が正しく身につくよう、学校教育及び社会教育を通じて推進しております。

### (1) 学校教育

これまで学校教育等においては、幼児児童生徒の発達段階に応じて、学校教育等活動全体を通して人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にした教育の充実に向け取り組んでまいりました。

幼稚園・保育所においては、子どもたちに人権尊重の精神の芽生えを育むため、遊びを中心とした生活を通して指導してきました。

小学校・中学校においては、児童生徒の発達段階に即して各教科、道徳、特別活動等のそれぞれの特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高める教育を行ってきました。

しかしながら、学校教育活動全体を通して、人権教育の推進を図っているものの、知的理解にとどまり、生活化・行動化ができていないなどの課題も残されています。

### (2) 社会教育

これまで本市では、竹原市同和教育推進協議会をはじめ、さまざまな団体によって地道な取組みが展開されてきました。

さらに、生涯の各時期に応じて、一人ひとりの自主的・主体的な学習意欲に基づき、人権に関する学習の場として公民館等の社会教育施設を中心に、研修会・講演会の開催など人権に関する学習が行なわれてきました。

また、老人クラブや女性会等の諸団体についても、それぞれの団体が研修し、活動してまいりました。

しかしながら、人権問題が「わかる」ということと、人権について学んだことを自分の生活に活かしていくということの間には大きな溝があり、その溝を埋めることが人権教育の大きな課題です。

### 3．人権啓発の現状

人権啓発とは、「市民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する市民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」を意味し（人権教育・啓発推進法第2条）、「市民がその発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるようにする」ことを旨としています。

すなわち、すべての市民がお互いの幸せへの願いを阻んでいる差別や偏見などに気づくことを通して、人権意識を確立し豊かな社会を築いていけるよう、市民・企業・民主団体などにおける主体的な学習活動を促す働きかけや、その支援をしていくことです。

したがって、すべての人の人権を大切にしていくことが自らの人権を守ることであり、行政がこうした人権意識を高揚していく啓発活動を推進することにより、人権が尊重された社会を実現していくことが重要です。

同和問題をはじめ、女性・子ども・高齢者・障害者・外国人などさまざまな人権問題は、それぞれ独自性はあるものの、そのしくみや社会的背景などに共通性も多く、わが国固有の人権問題である同和問題の早期解決にあわせて、すべての人権問題解決に普遍化していくことが大切です。

本市においては、平成11(1999)年に策定した「竹原市総合計画」における、まちづくりの基本理念として障害の有無や国籍、民族等の違いによる差別などさまざまな差別問題の解決に努め、すべての人々に差別のない平等な社会の構築に向け取り組んできました。

人権啓発の目標は、同和問題をはじめさまざまな人権問題の解決にあります。

今日までの人権啓発の取り組みとしては、同和問題の早急な解決のための、行政と竹原市人権啓発運動推進本部とが連携しながら、同和教育市民講座をはじめとする講演会の開催や「同和問題解決草の根運動」ブロック別研修会の開催、市民による市同和教育推進協議会や各町同和教育推進協議会による小地域別研修会の開催、企業による竹原市企業関係者同和問題研究協議会における研修や社内における自主的な研修等々、同和問題について理解を深めることを通じて人権意識の高揚を図るための啓発が進められてきました。

この啓発活動は、同和教育活動と相まって市民の人権意識を高揚させ、同和問題の理解を進め、市民の差別意識の解消に向けて大きな役割を果たしてきました。

しかし、一方ではこれらの研修会への参加者が固定化されたり、減少傾向を辿るなど、多くの課題も現れております。

今日までの啓発手法は、講義形式による知識中心型という形で進められることが多く、そのことが、参加者の自主的・主体的に学ぶ力を阻害し、又、内容や形式の画一化・マンネリ化、参加者の人権に対する認識や理解がどうかということをもふまえないまま、「差別はいけない。」というタテマエが繰り返されることによって、参加者の「またか」意識や反発に繋がり、参加者が減少しているとの反省の基に、あらゆる手法、あらゆる場の中で人権が語られるよう研修の進め方、方法を工夫していく必要がでてきております。

又、同和問題以外の人権問題への継続的な取り組みが弱く、人権確立の輪が広がらなかった面もあり、その反省の基に、今後、すべての人の人権確立に向けた多様な啓発テーマを用意する必要もあります。」

# 第3章 人権教育・啓発の基本的な在り方

## はじめに

人権とは、人間の尊厳に基づいて、生まれながらに有する、侵すことのできない固有の権利です。

差別はいうまでもなく、人間の尊厳を否定する人権侵害ですが、部落差別や女性差別、子どもに対する差別などもろもろの差別が存在する状況のもとで、さまざまな形態による人権侵害が起きており、人権侵害の多くは差別によって引き起こされています。

差別も人権問題ですが、差別を人権侵害として促えただけでは、表面化した差別行為に対する責任追及と事後における被害救済だけに終わり、差別の根本的な解消につながりません。

差別の根本的な解消を図るため、差別事象などの背景を盛り込んだ啓発が必要不可欠です。

人権教育・啓発にあたっては、人権侵害を受けた者の思いや願いを受けとめて、必要に応じて人権擁護の機関や団体と協議し、市民の理解と協力を得ることが出来る内容と方法を創意工夫し、市民の自主性を尊重するとともに行政の中立性を確保して、推進する必要があります。

## 1. 人権教育の基本的な在り方

人権尊重社会の実現をめざして、日本国憲法や教育基本法、人権関係の国際条約等をふまえ推進していく必要があります。

国連10年国内行動計画及び平成12(2000)年12月に施行された人権教育・啓発推進法の趣旨を活かすとともに、今日までの同和教育の実践から学び、すべての人権課題の解決へ向けた取組みが必要です。

### (1) 発達段階等をふまえた効果的な学習

人権学習は、幼児から高齢者までの幅広い層を対象とするとともに、生涯学習の視点から進められるものであり、その活動を効果的に推進していくた

めに、対象者の発達段階をふまえるとともに、地域の実態に即し、家庭、学校、地域社会、職場などあらゆる場と機会を通して実施する必要があります。

## (2) 交わりに学ぶ

人権に関わるさまざまな問題の本質を理解するためには、その問題の当事者から学ぶことが重要です。一人ひとりが自らの人権についての認識を深めるとともに、互いに多様性を認め合い、交流し合うことから学ぶことが大切です。このような環境づくりを進めてまいります。

## (3) 生涯学習の視点

体験型、参加型学習の活用、身近な人権問題を題材に取り上げることなどを通して、従来の知識習得型の学習から行動に結びつく実践的学習を進めるため、手法や内容の工夫を図り、「いつでも・どこでも・だれでも」学べる人権教育を推進する必要があります。

## 2. 人権啓発の基本的な在り方

人権啓発とは、人権尊重の理念を普及させ市民に理解を深めるための広報その他の啓発活動であり(人権教育・啓発推進法第2条)、その基本理念として、地域、家庭、職域その他のさまざまな場を通じて、市民の発達段階に応じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会を提供し、効果的な手法を取り入れた啓発が求められています(同法第3条)。

そこで、人権啓発のキーワードとして、人権尊重をどのように捉えるかということが重要です。

人権尊重とは、自分の人権だけでなく他人の人権を守るために、互いに人権を尊重し合うものと理解されていますが、その前提ともいえる「互いに人間としての存在を認め合う」ということについては、語られることも少なくありません。人間としての存在を否定的に捉えることは差別であり、人権の尊重は平等に立脚していることを認識する必要があります。

人権啓発にあたっては、人権が尊重される社会の実現に向けて、日本国憲法や人権に関する国際条約、及び関連する国内法並びに「竹原市人権擁護並びに

部落差別撤廃に関する条例」などに即応して積極的に推進していかなければなりません。

このような観点に立ったうえで、人権啓発の基本的な在り方として、次のようなことを考慮した啓発が求められています。

### **(1) 啓発を行なう団体間の連携と市民への多様な機会の提供**

人権啓発は、さまざまな団体や機関によって行われていますが、その団体や機関が連携することによって、幅広い総合的な取組みとして、市民に啓発の多様な機会を提供することができます。

### **(2) 発達段階に応じた啓発**

人権の啓発は、すべての人を対象とするものでありますので、例えば幼児に対しては幼児に応じた啓発が必要であるように、発達段階に応じた、分かりやすい内容と方法による啓発をしなければなりません。

### **(3) 従来成果と課題をふまえた啓発**

効果的な啓発をするためには、従来成果と課題をふまえた啓発を行なう必要があります。

# 第4章 人権教育・啓発の推進方策

## はじめに

人権教育・啓発については、国連10年国内行動計画や人権教育・啓発推進法に基づいて、市の責務として積極的に推進することが求められています。

本市においては、第3章に記述した人権教育・啓発の基本的な在り方をふまえ、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るため、人権問題に関する課題を明らかにし、課題解決に向けた取組みを行なう必要があります。

## 1. 人権教育・人権啓発の推進

### (1) 人権教育

今日の少子・高齢化，悪化する地球環境問題，国際化・情報化の進展といった社会潮流は，私たちの暮らしや価値観にさまざまな影響を及ぼしています。

こうした変化の著しい動きの中で，私たちはより充実した生活や豊かな人生を送りたいと願っています。そのためには，生涯にわたってさまざまな知識や技能などを身につけ，自らの生活を高めるとともに，他の人々への理解とつながりを図る，生涯にわたる学習が必要になってまいります。

そのためには，生涯学習の場を通して人権に関わる学習を進めるとともに，学習情報の提供等を行う必要があります。

#### ア．学校教育等

保育所・幼稚園・小学校・中学校において，それぞれの教育(保育)目標の実現をめざし，すべての教育活動を通して幼児児童生徒が人権問題を身近なものとしてとらえられるよう，発達段階に応じた実践が必要です。

そのためには，学校等における指導方法の改善を図るため，効果的な実践や教材などについて研究や交流を積極的に進める必要があります。また，社会教育との連携を図りながら，社会性や人間性を育むため，さまざまな交流を積極的に推進するなど，体験学習の機会を図っていく必要があります。

さらに，子どもたちに人権尊重の精神を育むためには，学校等において，

子どもの権利条約の精神をふまえた教育(保育)活動を進める必要があります。また、指導者として子どもに接している保育士・教職員の資質の向上が不可欠であり、個々が意欲的に取り組むことも大切であるが、組織的な取り組みを進めていくことが重要です。

## イ．社会教育

すべての人々が真に尊重される社会の実現をめざし、あらゆる機会を通じて人権に関する学習を推進し、日常生活において行動化に結びつく人権意識の高揚を図る必要があります。

また、誰もが、いつでも、どこでも、自由に学習ができ、それぞれの願いや思いを表現し、生きがいを実感できる社会づくりのため、すべての市民を対象として、学習機会の提供方法や参加の仕方など諸条件の整備・支援を図る必要があります。

また、公民館等の社会教育施設を中心として、地域の実態をふまえて人権に関する多様な学習機会の充実を図っていく必要があります。こうした中で、従来の講義形式だけでなく、参加者の学習意欲を高めるような方法や内容について、創意・工夫していくことが重要です。

## (2) 人権啓発

### ア．人権啓発を行なうための指導者の養成

人権啓発の内容は、同和問題，女性，子ども，高齢者，障害者，外国人など多岐にわたるので、効果的な啓発を行なうためにも、それぞれの分野ごとに指導者を養成する必要があります。

### イ．人権啓発の内容

従来の啓発は、どちらかといえば知識中心型であったため、知識として差別・人権問題についての理解が深まったものの、実践へと結びつくことに欠けていました。実践へと結びつく啓発をめざして、次の点に留意した啓発に努める必要があります。

- (ア) 事例を参考にするなど、内容をより具体的なものとした啓発に努める。
- (イ) 体験を交えるなど、内容を日常生活に密着したものとした啓発に努める。
- (ウ) 職場や家庭、地域での課題を取り入れた啓発に努める。
- (エ) 感性にうったえる啓発に努める。

## ウ．人権啓発の方法

講演会などを開催しても，参加者がほぼいつものメンバーであるなど，拡がりがないなどの課題があります。

従来 of 啓発の不十分さを反省する中で，啓発活動を工夫する必要があります。

例えば，

- (ア) お茶を飲みながらの座談会方式での学習会・研修会にするなど，研修の方法を創意工夫する。
- (イ) 意見交換を取り入れた交流会方式などをできる限り取り入れる。
- (ウ) 紙面による啓発については，絵を取り入れたりするなど，視覚にうったえるようなものとする。
- (エ) 映画やビデオによる啓発については，後で十分意見交換ができる時間をとるようにする。

## 2．各人権課題に対する取組み

### (1) 同和問題

「同和問題は，人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり，その解決は，行政の責務であると同時に国民的課題である」ことを明らかにした同和对策審議会答申を受け，昭和44(1969)年同和对策事業特別措置法が制定されました。

本市においては昭和49(1974)年に竹原市同和对策審議会答申が出され，同年に第1次同和行政総合5ヶ年計画を策定し，国の特別措置法の名称変更等に併せ，今日まで6次にわたる総合計画を策定し，同和行政を市の重要施策として位置づけ，総合的・計画的に同和問題の解決に向けて取組みを進めてきました。

これまでの施策等によって，住環境の整備等は一定の改善が図られているものの，平成10(1998)年の竹原市同和地区実態把握等調査でも明らかのように，同和问题解決の中心的課題である教育・就労・健康等においてなお残された課題が存在し，また市民の差別意識については着実に解消に向けて進んでいるものの，ファックス差別事件をはじめ，差別脅迫状事件・差別落書事件・差別発言等，悪質な差別事件が跡を絶たない現状があり，地域社

会に差別意識が根強く厳存していることが明らかとなっています。

このような状況のもとで、平成14(2002)年3月末をもって「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が期限切れとなり、国においては平成14(2002)年度からは特別対策から一般対策へ移行するという同和行政の方針が示されました。

平成12(2000)年12月に人権教育・啓発推進法が制定され、平成14(2002)3月には「人権教育・人権啓発に関する基本計画」が策定され、人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向けた取組みがはじまりました。

広島県においては同年5月に「人権教育・啓発指針」が公表されるなど人権問題について新たな展開があったところであります。

本市においても、これまでの同和問題に関する教育・啓発活動の中で積み上げてきた成果等をふまえ、同和問題を重要な人権問題としてとらえ、平成13(2001)年12月に策定した竹原市同和行政基本方針に基づいて、以下の取組みを積極的に推進していきます。

ア．学校・家庭及び地域社会などが一体となって、就学意欲と学力の向上を促進し、学校教育及び社会教育を通じて同和問題の解決に向けた取組みを推進していきます。

イ．同和問題に関する偏見や差別意識を解消し同和問題の早期解決をめざして、人権尊重思想の普及高揚を図るため、啓発活動の充実・強化に努めます。

ウ．雇用主に対して就職の機会均等を確保するため、啓発を行ないます。

エ．社会福祉施設である隣保館においては、竹原市隣保館設置及び管理条例に基づき、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、総合的な活動を行い更なる啓発活動を推進します。また、地域における人権教育を推進するための中核的役割を期待されている社会教育施設である公民館等とも連携し、積極的な啓発を図ってまいります。

オ．同和問題に関しては、結婚や就職等における差別、差別落書、インターネットを利用した差別事象が発生した場合、関係機関等と協議しその解決に努めるとともに、関係者に対し同和問題に対する正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施します。

力。「竹原市人権擁護並びに部落差別撤廃に関する条例」の具体化を図るため、同和問題を中心とした人権問題については、竹原市人権センターにおいて人権相談を積極的に取組みます。

## (2) 女性

我が国の社会・経済環境は、少子・高齢化が急激に進み、長びく経済不況のもとで経済再生が模策され、国際化、情報化のなかで大きな転換期を迎えています。なかでも、家族形態の多様化や女性の社会進出が進むなど、女性と男性を取り巻く状況は大きく変化しています。

日本国憲法施行から半世紀以上が経過した今でも、人々の意識や行動、社会の慣習、慣行のなかには、固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、女性の能力や個性が十分発揮できず、多様な生き方を阻んでいるのが現状です。

とりわけ、高齢者・障害者などの「介護は女性の役割」とされてきた性別役割分業観や家意識がいまだに残る中で、介護は女性にとって今後も深刻な問題として、女性の社会進出(参加)を妨げる要因となっています。

昭和50(1975)年の「国際婦人年」を契機として、女性の地位向上のための行動が世界的に展開され、我が国も昭和60(1985)年「女性差別撤廃条約」の批准により、「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」などの法律が制定されました。

平成5(1993)年のウィーン世界会議において、女性に対する暴力が重大な人権侵害であると共に、セクシャルハラスメントについても、人権問題として認識されるようになりました。これを受けて平成7(1995)年に北京で開催された第4回世界女性会議では、「北京宣言」として、「女性の権利は人権である」とうたわれました。

平成11(1999)年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会を総合的かつ計画的に形成するための基本理念が明らかにされ、その取組みがはじまりました。

人間は生まれながらにして平等であり、女性が女性であるという、それだけの理由で平等な立場に立てない基本的人権にかかわる問題が社会の仕組みや、個人の意識の中に根強く残り、生き方を制約されたり、能力の発揮を妨げられたりすることがあってはなりません。

真の男女平等を実現するためには、互いにその人権を尊重しつつ、性別にかかわらずなくとも平等に生き、支え合っていくことが大切であり、家族の

あり方を見直し ,お互いに自然に助け合える環境を作っていくことが必要です。

そのためには ,女性問題は男性問題でもあるとの認識に立って ,男女平等意識の確立に向け ,女性が自己を表現し ,意欲と自信をもって主体的に生きていくことができるよう啓発を推進し ,男性も女性も仕事と生活(家事・育児・地域活動など)の両面に直接従事する協力関係をつくり ,ともに責任を担う男女共同参画社会の実現をめざすことが必要です。

本市では平成 14(2002)年に「たけはら 21 男女共同参画プラン(ゆうあいプラン)~ともに輝くあした創り~」を策定し ,市民がのびのびと能力を發揮し ,それぞれの立場でさまざまな活動がより活発になり ,本市が一層活性化されるよう ,男女共同参画社会の実現に向け取り組んでいます。

ア . 女性問題は ,男女を含めた社会全体の問題であり ,現在もなおさまざまな面で存在する男女の較差を解消し ,枠にはめた人間の生き方を見直していくための取組みに努めます。

イ . 「たけはら 21 男女共同参画プラン(ゆうあいプラン)」などをふまえ ,男女平等の意識づくりのための啓発活動の充実 ,人材育成のための学習会をはじめ ,市民と行政・企業が一体となって行動する体制を構築していくように努めます。

ウ . プランが基本理念とする「男女が自立して ,お互いを尊重し ,認め合いながら ,あらゆる分野に平等に参画するとともに責任も分かち合う男女共同参画社会の実現」に向け ,あらゆる分野における男女共同参画の促進に努めます。

エ . 男女共同参画社会の実現に向けて ,真の男女平等(男女が対等なパートナーとして)が達成され ,市民一人ひとりが能力を十分に發揮できる社会的環境の整備に努めます。

オ . 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇を確保するため ,「男女雇用機会均等法」の定着促進に努めます。

カ . セクシュアルハラスメント ,及びドメスティックバイオレンス(配偶者や ,恋人などからの暴力)の解消に向けた取組みを行います。

### (3) 子ども

我が国においては憲法，児童福祉法，児童憲章，教育基本法などにおいて，子どもの権利が保障されています。「児童の権利に関する条約」においては，子どもの最善の利益を図ることの重要性が明示されています。

しかし，子どもたちを取り巻く状況は，親や周りの人による虐待，校内暴力やいじめなど，子どもの権利を奪う反社会的行為が多く起きております。

子どもたちがおかれているこのような状況は，私たち大人社会の反映であると受け止めて自己中心的な風潮や物質的な価値を優先する考え方を問い直すことが求められています。そのためにはまず，大人が人権を尊重することを身に付け，家庭や地域社会における子育てや学校における教育のあり方を見直す必要があります。

子どもがより豊かな人生を送れるようにするために，子どもの人権が守られることは当然ですが，子どもの発達段階に則しながら，各教科の特質に応じた学習を進める中で，自ら必要な情報を収集する力，課題を正確に判断する力，自ら選択・決定できる力，自ら評価できる力，自らの行動の説明・責任が取れる力を育成し，社会性や豊かな人間性を育み，社会人として生きていくための力を育成することが必要です。また，子どもを取り巻く大人たちが，未来を担う子どもたち一人ひとりの人格を尊重し，健全に育てていくことの大切さを認識した社会づくりが必要です。

ア．子どもを基本的人権の享有主体として最大限に尊重される社会の実現をめざして，人権尊重の高揚を図る取組みを充実します。

イ．すべての子どもに生きる力の定着を図り，豊かな社会生活が送れるための教育活動を充実します。

ウ．子育て支援のために，親同士のつながりの場を提供するとともに子育て指導や相談活動を充実します。

エ．放課後児童クラブや児童館の充実，地域の「子ども 110 番」の設置など地域と一体となった取組みを充実します。

オ．いじめ問題，不登校問題，子育ての悩みなどの解決に向けて竹原市教育相談室，竹原市家庭児童相談室，スクールカウンセラーの配置など相談機会の充実に努めます。

カ．保育所保育指針における「人権を大切に作る心を育てる保育について」を基に心身の発達，家庭や地域の実情に応じた保育の充実を図ります。

#### (4) 高齢者

我が国では，諸外国に類を見ない急速な高齢化が進行しています。本市においても例外でなく10年後には33%の高齢化率で3人に1人が65歳以上となります。

人口の高齢化とともに，一人暮らしや介護を必要とする高齢者も増えており，平成14(2002)年4月現在で約1,300人の一人暮らし老人，また，約1,600人が要介護者として認定されております。

高齢者は豊富な知識と経験を持ち，その多くは健康で自立した生活を送っていますが，高齢者に対する偏見や無理解によって，家庭や地域から孤立し，排除されるなど，人権侵害に係わる問題が生じています。また，高齢者を介護する家族の精神的・身体的負担にも重いものがあり，それに伴う人権問題も起こっております。

こうした動向をふまえ，高齢者が安心して自立した生活を送れるよう支援するとともに，高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に積極的に参加できるよう，即ち，高齢者が社会の一員として安心と生きがいの中で暮らせる社会実現に向けて，各施策の展開を図っていく必要があります。

##### ア．教育・啓発の推進

- (ア) 高齢者が生き生きとした生活を送れるよう，地区社会福祉協議会や公民館活動等を活用した生涯学習を進めます。
- (イ) 高齢者の多様な学習ニーズに応えるため，学習情報の収集・提供をし，相談体制の充実を推進します。また，生涯学習の普及・啓発活動の充実を図ります。
- (ウ) 世代間交流事業として学校教育や社会教育の場で，高齢者との交流や高齢者とともに学習する機会を取り入れます。
- (エ) 高齢者福祉サービスに従事する人々に対して，高齢者の人権と人格を尊重したサービスの提供に努められるように啓発を推進します。
- (オ) 指導者の育成と人材確保，活用体制の整備充実を図ります。

##### イ．高齢者が安心して生活できる社会環境の整備

- (ア) インターネット等を活用し，プライバシーの保護に留意しながら，保健・医療・福祉情報の公開を図っていきます。

- (イ) 介護支援体制の充実と，ボランティアグループや関係機関とのネットワークづくりを拡充し，高齢者が安心して生きることのできる環境の整備を図っていきます。
- (ウ) 災害時の安全・援護対策や急病時の緊急連絡体制の整備，防犯や防災に対する地域ネットワークの確立などを図っていきます。

#### ウ．高齢者に対するサービスの充実

- (ア) 介護サービスの充実並びに基盤整備を図っていきます。
- (イ) 配食サービス，外出支援サービス等，高齢者の生活支援事業等を推進します。
- (ウ) 介護予防・生きがい活動事業を推進します。

#### エ．高齢者の権利擁護等の推進

- (ア) 介護サービスにおける身体的拘束等の廃止に向けた取組みを推進します。
- (イ) 痴呆性高齢者の財産や権利を保護するため，成年後見人制度の活用を推進します。
- (ウ) 家族等からの無視やDV(ドメスティック・バイオレンス)等の虐待防止に向けた活動を促進します。

### **(5) 障害者**

障害者基本法には，「すべての障害者は，社会を構成する一員として社会，経済，文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えるものとする」と規定されていますが，現実には，障害者の多くは雇用，文化，娯楽等の社会参加の機会はもとより，最も基本的な外出の機会さえもさまざまな制約を受けております。

また，障害の発生原因や症状についての理解不足等も関わって，障害者に対する偏見や差別的慣行は未だ根強く，こうした障害や障害者についての理解や認識は，まだまだ不十分です。

障害者問題に関する国際的な動向をみますと，国連では，昭和56(1981)年の「国際障害者年」をはじめ，「国連・障害者の10年」，「アジア太平洋障害者の10年」などの宣言が採択され，障害者福祉の向上に向けての取組みが進んできました。

我が国においても，平成7(1995)年に「障害者プラン～ノーマライゼーション7ヵ年戦略」が，また，広島県では，平成10(1998)年に「広島

県障害者プラン」を策定し，それぞれ取組みが進められております。

本市におきましても，平成9(1997)年に“ともに生きるやすらぎと思いやりのまち”をめざして「竹原市障害者計画」を策定し，障害者の“完全参加と平等”の実現のため，積極的に障害者施策の推進に努めてきました。

しかしながら，障害の重度化，障害者及びその家族の高齢化，社会諸情勢の変化，社会参加の進展などによって，教育・啓発活動やバリアフリーを考慮した生活環境の改善，地域で共に生活するための総合的なケアシステムの確立など多くの課題・ニーズが生じており，障害者の“完全な社会参加と平等”の実現に向けた施策の総合的な樹立と計画的な推進が必要となるところです。

#### ア．教育・啓発の推進

- (ア) 将来を担う児童・生徒に障害者への正しい理解を深め，福祉の心が育まれるよう福祉教育を充実し，児童・生徒の実践的なボランティア活動を促進します。
- (イ) 障害のある人に対する市民の正しい理解と認識を深められるよう，社会教育における福祉教育の充実を図ります。
- (ウ) 生涯学習の推進，社会参加の促進並びに障害者スポーツ・レクリエーションの推進を図ります。
- (エ) 「障害者の日」や「障害者週間」などにおける各種行事・イベントの企画・開催について，関係機関・団体との連携強化や市民の参加促進に努め，啓発・広報活動の内容の魅力化や継続化を図ります。

#### イ．福祉のまちづくりの総合的推進

障害のある人などに配慮したまちづくりを総合的に進めるため，広島県が制定した「福祉のまちづくり条例」の普及・啓発に努め，道路や公共的建物等をはじめとする生活環境のバリアフリー化の整備，福祉タクシー等の移動サービスの充実，地域の防災支援・防犯ネットワーク確立などにより安全な暮らしの確保の推進を図ります。

#### ウ．雇用・就労の促進

- (ア) 職業訓練の支援，職業相談の体制づくりや雇用促進のため，公共職業安定所など関係機関と連携したり，企業などへの就労拡大を働きかけ，就労の場の確保を図ります。
- (イ) 共同作業所などの事業の拡充や，共同作業所・授産施設等の整備を支援します。

## エ．ライフステージや障害に応じた施策・サービスの充実

- (ア) 乳幼児期・学齢期における障害のある児童に対しては，訪問調査，乳幼児検診，育児サロンなどによる早期対応・早期療育に向けた支援体制の充実，相談・指導体制の充実，高等学校や養護学校などとの連携を図り就学指導や教育の場づくりに努めます。
- (イ) 青年期・成人期にあって，障害者が一人の社会人として自立した生活を送るため，自己実現や生活の質的向上の視点から，在宅支援サービス・施設サービスや日常生活の支援，保健・医療サービスの充実を図ります。
- (ウ) 高齢期にあっては，高齢者全体の問題として「介護保険事業計画・老人保健福祉計画」との整合性を図りながら，高齢期における障害の特性を考慮した施策の展開を図ります。

## オ．人権の尊重

- (ア) 関係機関・団体と連携し，広報や啓発パンフレットなどを通じて広く人権擁護に関する啓発に努めるとともに，学校教育，社会教育等多くの機会をとらえて人権教育の充実を図ります。
- (イ) 権利擁護に関する学習機会を提供するとともに，障害のある人の財産管理や成年後見人制度の活用推進，用語の見直しなど，権利擁護に関する施策の充実を推進します。

## カ．計画の効果的な推進体制づくり

- (ア) 障害者の福祉・保健・医療に関わるニーズに適切に対応できるよう，民間の専門機関などの積極的な活動を図りながら，必要な専門人材の養成・確保に努めます。
- (イ) “障害者と共に生きる”ボランティアの養成とその活動に対する支援体制の充実を図ります。
- (ウ) 一人ひとりの生活にあわせ個別化したサービスを体系的に提供するためのケースマネジメント機能の確立，各種相談・支援体制の整備・充実，各種情報の効果的な提供を図ります。
- (エ) 障害者が必要とするサービスを効果的に提供できるよう総合的なサービスネットワーク化が不可欠であり，全市的かつ市外の関係機関等とのネットワーク化の確立をはじめ，全庁的な連絡調整を密にするため「高齢者障害者施策推進本部」の機能強化を図ります。

## (6) 外国人

近年の国際化時代を反映し、労働者として我が国に在留する外国人は年々増加傾向にあり、本市における外国人の登録者数の状況は、平成3(1991)年度総数62人の内、在日韓国・朝鮮人50人、ブラジル人4人、フィリピン人4人などであったが、平成13(2001)年度では総数133人の内、ブラジル人48人、フィリピン人29人、在日韓国・朝鮮人24人などとなっています。

近年特に、南米出身者を中心とした労働者が増加しており、我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題のほか、外国人に対する不安定雇用問題、住宅問題、言葉や生活習慣の違いから生じる問題などさまざまな分野において解決すべき課題があります。その背景には、歴史的な問題や他国の言語、宗教、習慣、文化などの違いとあいまって、外国人に対する偏見や差別意識の存在などが挙げられます。

本市においては、外国人登録事務のみで、相談窓口等の整備をはじめとする機構や制度の確立が課題であります。

ア．外国人の人権を阻害する法律などの問題点の解決に向けて、あらゆる機会を通じて、国に働きかけます。

イ．外国人に対する偏見や差別意識を解消するため、文化、宗教、生活習慣等の多様性を理解し、尊重し、ともに生きるという観点から国際化時代にふさわしい人権意識を育てることをめざして、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実強化します。

ウ．学校教育においては、国際化の著しい進展をふまえ、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて、広い視野を持ち、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々とともに生きていく態度を育成するための教育の充実を図ります。

また、外国人児童生徒に対して、日本語の指導をはじめ、適切な支援を行っていきます。

エ．外国人に対しては、就労における差別や入居・入店拒否、在日韓国・朝鮮人などの児童・生徒への暴力や嫌がらせ等の問題がありますが、そのような事件が発生した場合には、関係機関と密接な連携を図るとともに、事件の解決に向け取組みをします。

オ．外国人の人権問題の解決を図るため，人権相談と啓発の充実を図ります。

## **(7) HIV感染者・ハンセン病患者等**

医学的にみて不正確な知識や思い込みにより，感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ，患者，元患者や家族に対する様々な人権問題が生じています。

病気を正しく知り，差別・人権侵害の実態から学んだことを啓発に活かすことが大切です。

### **ア．HIV感染者**

エイズは，HIV感染後も長い無症状期を社会の一員として生活を営む病気であり，周囲の人々の理解と支援が必要です。

従って患者・感染者及び家族が誤解や偏見による差別を受けることなく，尊厳をもって暮らせる社会づくりが重要となっています。

#### **(ア) 疾病に対する正しい知識の普及，啓発の推進**

あらゆる機会を通して正しい知識や情報を知らせることにより，偏見や差別をなくしていきます。

a．ポスター，リーフレットの配布による啓発活動を実施します。

b．市民のみならず相談窓口の職員，医療従事者，教育関係者等への啓発をします。

#### **(イ) HIV検査と早期治療の啓発の推進**

a．検査は，医療機関，最寄りの保健所で受けられることの周知徹底を図ります。

b．自発的に検査を受けやすい環境整備の充実に努めます。

### **イ．ハンセン病患者・元患者**

ハンセン病は，「らい菌」による感染症ではありますが，感染しても発病する可能性は極めて低く，発病した場合でも治療薬の開発などによって完治します。

平成8(1996)年4月1日，患者の強制隔離を定めていた「らい予防法」が廃止されましたが，患者らは，それまでのあまりにも長い間，「法」とその運用による強制収容・終身隔離という施策のもとで，さまざまな形態で人間の尊厳を奪われてきました。その例として，

療養であるにもかかわらず強制労働をさせられました。

「子孫を残すべき存在ではない」として断種や墮胎を強いられました。

家族との絆を断ち切られ、そして故郷を奪われました。(亡くなくても療養所内の納骨堂に納められています。)

逃亡や自殺を図った患者が多くいました。(長島愛生園では自殺防止柵が設置されていました。)

ことなどを挙げることができます。

平成10(1998)年、患者による「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」が熊本地裁に起こされました。

そして平成13(2001)年5月熊本地裁は、国のハンセン病対策を違憲とし、原告勝訴の判決を言い渡しました。そして、これを契機に患者や元患者らによる国の控訴断念を求める運動と国民世論とが一体となって、国の控訴断念、患者らに対する補償問題の解決や名誉回復及び福祉増進等へとつながっていきました。

そして、国の啓発や人権相談等への取り組みが始まりました。

本市においては、平成13(2001)年に開催した解放文化祭・竹原市「人権・平和」展でハンセン病に関する特別展示と講座を行なったことを皮切りに、地域で研修会が開催されたり、また平成14(2002)年8月には「広報たけはら」で啓発し、長島愛生園から元患者の宇佐美治さん(同園資料館責任者)を招いて人権啓発講座を開催するなど、啓発に積極的に取り組んできました。

今後も、機会をとらえて啓発に取り組んでいきます。

## **(8) 「大久野島」毒ガス障害者**

昭和4(1929)年大久野島に建設された毒ガス工場などで従事した人々は、戦後50年有余を経た今なお、被毒による病で苦しんでおられます。

現在までになくなられた毒ガス障害者(被毒者)は2,691名を超え、その多くが悪性新生物(ガン)による犠牲であるなど、毒ガス障害者(被毒者)やその家族は長きにわたって苦しみにさいなまれてきました。

毒ガス障害者(被毒者)が年々高齢化するなかで、毒ガス障害者(被毒者)対策には人道上みすごしにできない、急務の課題が山積しております。

「大久野島毒ガス障害者対策連絡協議会」と一体となって、「毒ガス障害者援護法」の早期制定を関係機関に働きかけることに併せて、今後このような悲惨な歴史が再び繰り返されることのないようにするために、大久野

島毒ガス資料館の充実や大久野島の遺跡の保存に努め、平和教育の学習の場として活用し、大久野島から平和の尊さを発信していきます。

## (9) その他

アイヌの人々や刑を終えて出所した人、犯罪被害者等などに対する偏見や差別の問題、インターネットによる人権侵害などの問題がありますが、その課題を解決するための具体的な施策の推進が求められています。

ア．本市においては、アイヌの人々に対する偏見や差別をなくするため、かつて同和教育市民講座を開催しました。今後も啓発に努めてまいります。

学校教育において、アイヌの人々に対する偏見や差別などを解消するため、アイヌの人々の民族としての固有の文化や伝統を学び、人権尊重の観点に立った教育を推進します。

イ．罪をつぐない刑を終えて出所した人に対して、就職などの面で差別が存在しています。社会復帰に資するための啓発活動を進めます。

ウ．マスメディアやインターネットにより犯罪被害者や多くの人々に対する人権の侵害があります。個人の名誉やプライバシーなどの権利を擁護するための啓発に努めます。

エ．その他さまざまな人権問題についても、人権擁護のための啓発に努めます。

# 第5章 計画の推進

## 1 . 推進体制

人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るため、庁内に「人権施策推進本部」を設置し、市長部局及び教育委員会が緊密な連携のもとに、この計画を推進します。

## 2 . 国及び県等との連携，協力

この計画に基づく施策の実施にあたっては、市の重要課題であると受けとめ、国及び県との一層の連携強化を図っていきます。

また、人権教育・啓発の推進は、市民、市民団体、企業・事業者の果たす役割が重要であることから、これら市民等の自主的な取組みを側面的に支援するとともに、さまざまな施策を推進します。

# 資 料

# 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

## (目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定めもって人権の擁護に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

## (基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

## (国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

( 国の責務 )

第 6 条 国民は，人権尊重の精神の涵養に努めるとともに，人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

( 基本計画の策定 )

第 7 条 国は，人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため，人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

( 年次報告 )

第 8 条 政府は，毎年，国会に，政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

( 財政上の措置 )

第 9 条 国は，人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し，当該施策に係る事業の委託その他の方法により，財政上の措置を講ずることができる。

附 則

( 施行期日 )

第 1 条 この法律は，公布の日から施行する。ただし，第 8 条の規定は，この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

( 見直し )

第 2 条 この法律は，この法律の施行の日から 3 年以内に，人権擁護施策推進法（平成 8 年法律第 1 2 0 号）第 3 条第 2 項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ，見直しを行うものとする。

# 竹原市人権擁護並びに部落差別撤廃に関する条例

〔平成8年4月1日〕  
〔条例第11号〕

## （目的）

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念を尊重し、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃と、市民一人ひとりの人権が擁護される都市の建設をめざし、差別のない明るく住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## （市の施策）

第2条 市は、第1条の目的達成のため、人権擁護に関する必要な行政施策を、総合的・計画的に推進するとともに、部落差別撤廃をめざす諸事業に関しては、関係法令の十分なる活用はもとより、本市財政の健全な運営の確保に努めつつ推進し、あわせて市民の人権意識の高揚を図るものとする。

## （市民の責務）

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、差別のないまちづくりに努めるものとする。

## （実態調査等）

第4条 市は、第2条の行政施策の策定ならびに行政推進の指針とするため、必要に応じ、実態調査等を行なうものとする。

## （啓発活動の充実）

第5条 市は、市民の人権意識の高揚を図るため、啓発活動の充実に努めるものとする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 世界人権宣言

## UNIVERSAL DECLARATION OF HUMAN RIGHTS

国際連合第3回総会

1948年12月10日 採択

### 前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじつた野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によつて人権を保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国連憲章において基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもつとも重要であるので、よつて、ここに、国連総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によつて促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸新的措置によつて確保することを努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

### 第一条〔自由平等〕

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもつて行動しなければならない。

## **第二条〔権利と自由の享有に関する無差別待遇〕**

- (1) すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- (2) さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

## **第三条〔生存、自由、身体の安全〕**

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

## **第四条〔奴隷の禁止〕**

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

## **第五条〔非人道的な待遇又は刑罰の禁止〕**

何人も、拷問又は残虐な、非人道的なもしくは屈辱的な取扱もしくは刑罰を受けることはない。

## **第六条〔法の下に人としての承認〕**

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

## **第七条〔法の下における平等〕**

すべて人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

## **第八条〔基本的権利の侵害に対する救済〕**

すべて人は、憲法又は法律によつて与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

## 第九条〔逮捕，拘禁又は追放の制限〕

何人も，ほしいままに逮捕，拘禁，又は追放されることはない。

## 第十条〔裁判所の公平な審理〕

すべて人は，自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当つて，独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

## 第十一条〔無罪の推定，罪刑法定主義〕

- (1) 犯罪の訴追を受けた者は，すべて，自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従つて有罪の立証があるまでは，無罪と推定される権利を有する。
- (2) 何人も，実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかつた作為又は不作為のために有罪とされることはない。また，犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

## 第十二条〔私生活，名誉，信用の保護〕

何人も，自己の私事，家族，家庭もしくは通信に対して，ほしいままに干渉され，又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて，このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

## 第十三条〔移転と居住〕

- (1) すべて人は，各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- (2) すべて人は，自国その他いずれの国をも立ち去り，及び自国に帰る権利を有する。

## 第十四条〔迫害〕

- (1) すべて人は，迫害を免れるため，他国に避難することを求め，かつ，避難する権利を有する。
- (2) この権利は，もつぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には，援用することはできない。

## 第十五条〔国籍〕

- (1) すべて人は，国籍をもつ権利を有する。
- (2) 何人も，ほしいままにその国籍を奪われ，又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

## 第十六条〔婚姻と家庭〕

- (1) 成年の男女は，人種，国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく，婚姻し，かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は，婚姻中及びその解消に際し，婚姻に関し平等の権利を有する。
- (2) 婚姻は，両当事者の自由かつ完全な合意によつてのみ成立する。
- (3) 家庭は，社会の自然かつ基礎的な集団単位であつて，社会及び国の保護を受ける権利を有する。

## 第十七条〔財産〕

- (1) すべて人は，単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- (2) 何人も，ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

## 第十八条〔思想，良心，宗教〕

すべて人は，思想，良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は，宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して，公的に又は私的に，布教，行事，礼拝及び儀式によつて宗教又は信念を表明する自由を含む。

## 第十九条〔意見，発表〕

すべて人は，意思及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は，干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により，また，国境を越えると否とにかかわりなく，情報及び思想を求め，受け，及び伝える自由を含む。

## 第二十条〔集会，結社〕

- (1) すべての人は，平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- (2) 何人も，結社に属することを強制されない。

## 第二十一条〔参政権〕

- (1) すべての人は，直接に又は自由に選出された代表者を通じて，自国の政治に参加する権利を有する。
- (2) すべて人ののは，自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- (3) 人民の意志は，統治の権力の基礎とならなければならない。この意志は，定期のかつ真正な選挙によつて表明されなければならない。この選挙は，平等の普通選挙によるものでなければならず，また，秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によつて行われなければならない。

## 第二十二條〔社会保障〕

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

## 第二十三條〔勤労の権利〕

- (1) すべて人は、労働し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な労働条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- (2) すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- (3) 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によつて補充を受けることができる。
- (4) すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

## 第二十四條〔休憩、余暇〕

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

## 第二十五條〔生活の保障〕

- (1) すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他の不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- (2) 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

## 第二十六條〔教育〕

- (1) すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

- (2) 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人権的もしくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- (3) 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

## **第二十七条〔文化〕**

- (1) すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を觀賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- (2) すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

## **第二十八条〔社会的国際的秩序〕**

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

## **第二十九条〔社会に対する義務〕**

- (1) すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中であつてのみ可能である社会に対して義務を負う。
- (2) すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当つては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつぱら目的として、法律によつて定められた制限にのみ服する。
- (3) これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

## **第三十条〔権利と自由に対する破壊的活動〕**

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

## 人 権 尊 重 都 市 宣 言

世界人権宣言において、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と、平等で譲ることのできない権利を承認することは、世界における自由、正義および平和の基礎である。」と宣言している。

私たちは、「真の平和と民主主義の確立をめざして制定された日本国憲法を有し、基本的人権の享有を永久の権利として何人にも保障されている。

しかしながら、部落差別をはじめとするあらゆる差別は、今なお厳存している。

よって、本市は、市民一人ひとりの人権が真に大切にされる明るく住みよい竹原市を実現すべく、ここに「人権尊重都市」とすることを宣言する。

1 9 8 3 年 1 0 月 2 0 日

竹 原 市